

## 目

## 次

	頁
第 22 号議案 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例 .....	112
第 23 号議案 埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例 .....	121
第 24 号議案 知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	122
第 25 号議案 埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例 .....	123
第 26 号議案 特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例 .....	124
第 27 号議案 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例 .....	126
第 28 号議案 埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例 .....	130
第 29 号議案 埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例 .....	133
第 30 号議案 埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例 .....	134
第 31 号議案 本多静六博士育英基金条例の一部を改正する条例 .....	136
第 32 号議案 埼玉県県民の森条例の一部を改正する条例 .....	137
第 33 号議案 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	138
第 34 号議案 埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例 .....	139
第 35 号議案 埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例 .....	140
第 36 号議案 埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例 .....	141
第 37 号議案 埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 .....	142

第二十二号議案

埼玉県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）の一部を次のように改正する。

別表都市整備部の項第十六号金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

イ 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

五千円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの

一万千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

二万三千円

(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

五万二千円

(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの

九万四千円

(3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの

一万千円

(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの

一万九千円

(三) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

三万千円

(四) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの

九万四千円

(五) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの

十四万九千円

(六) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの

十八万八千円

(七) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの

二十三万五千円

- ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号）第十条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
    - (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 四万円
    - (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 四万四千元
  - (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
    - (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 八万円
    - (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 十三万五千元
    - (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 二十三万円
    - (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 三十三万円
- ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
    - (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万円
    - (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万二千元
  - (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
    - (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 三万八千元
    - (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万六千元
    - (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十二万円
    - (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十八万三千元
- ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 二十六万七千元
  - (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 三十三万四千元
  - (3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

(4)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	四十三万二千元
(5)	床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	六十一万六千元
(6)	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	七十五万九千元
(7)	床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	八十九万八千元
ホ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額		
(1)	床面積の合計が三百平方メートル未満のもの	十万二千元
(2)	床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの	十三万円
(3)	床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの	十七万七千元
(4)	床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの	二十七万七千元
(5)	床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの	三十六万二千元
(6)	床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの	四十三万五千元
(7)	床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの	五十一万円

別表都市整備部の項第百十八号金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額

イ 変更後の低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として知事が別に定めるものが提出された場合

(1) 一戸建ての住宅

二千五百円

(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ

次に定める額

(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの

五千五百円

- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
一万千五百円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
二万六千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの  
四万七千円
- (3) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
五千五百円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの  
九千五百円
- (三) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
一万五千五百円
- (四) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
四万七千円
- (五) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
七万四千五百円
- (六) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
九万四千円
- (七) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
十一万七千五百円
- ロ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの  
二万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの  
二万二千円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの  
四万円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの  
六万七千五百円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
十一万五千円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの  
十六万五千円
- ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十

- 条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
- (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万円
- (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千円
- (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千円
- (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万三千円
- (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六万五百円
- (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万五千五百円
- ニ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 十三万三千五百円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 十六万七千円
- (3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 二十一万六千円
- (4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 三十万八千円
- (5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの 三十七万九千五百円
- (6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの 四十四万九千円
- (7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの 五十一万二千円
- ホ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第一号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- (1) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 五万千円
- (2) 床面積の合計が三百平方メートル以上千平方メートル未満のもの 六万五千円
- (3) 床面積の合計が千平方メートル以上二千平方メートル未満のもの

- 
- (4) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの  
八万五千五百円  
十三万八千五百円
  - (5) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満のもの  
十八万千円
  - (6) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満のもの  
二十一万七千五百円
  - (7) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上のもの  
二十五万五千円
- 

別表都市整備部の項第二十号中「(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号)」を削る。

別表都市整備部の項第二十一号中「第二百二十五号イ(2)及びロ(2)」を「第二百二十五号イ(2)、ロ(2)及びハ(2)」に、「第十条第二号イ及びロ」を「第十条第二号イ(1)及びロ(1)」に改め、同号金額の欄中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

- 
- ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの
    - (1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
      - (一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 二万円
      - (二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 二万二千元
    - (2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
      - (一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 三万八千元
      - (二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 六万六千元
      - (三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 十二万千円
      - (四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 十八万三千元
- 

別表都市整備部の項第二十三号中「第十条第二号イ及びロ」を「第十条第二号イ(1)及びロ(1)」に改め、同号金額の欄中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

---

ハ イ以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第十

---

<p>条第二号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>(1) 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が二百平方メートル未満のもの 一万円</p> <p>(二) 床面積の合計が二百平方メートル以上のもの 一万千円</p> <p>(2) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額</p> <p>(一) 床面積の合計が三百平方メートル未満のもの 一万九千円</p> <p>(二) 床面積の合計が三百平方メートル以上二千平方メートル未満のもの 三万三千円</p> <p>(三) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満のもの 六万五百円</p> <p>(四) 床面積の合計が五千平方メートル以上のもの 九万千五百円</p>
--

別表都市整備部の項第二百五号中「(知事が別に定める建築物については、共用部分の床面積を除く。(二)から(四)までにおいて同じ。)」を削る。

第二条 埼玉県手数料条例の一部を次のように改正する。

第三条第十九号中「第七十五号」を「第七十六号」に改め、同条第二十号中「第七十六号」を「第七十七号」に改め、同条第二十一号中「第七十七号」を「第七十八号」に改め、同条第二十二号中「第七十八号」を「第七十九号」に改め、同条第二十三号中「第七十九号」を「第八十号」に改め、同条第二十四号中「第八十号」を「第八十一号」に改め、同条第二十五号中「第八十一号」を「第八十二号」に改め、同条第二十六号中「第八十五号」を「第八十六号」に改める。

別表福祉部の項第十五号中「千八百円」を「千四百円」に改める。

別表保健医療部の項第二百一十一号中「七百円」を「七百三十円」に、「三百円」を「三百四十円」に改める。

別表県土整備部の項第四号中「事務」の下に「(インターネットを利用して表示する場合を除く。)」を加える。

別表都市整備部の項第一号中「第百十七号イ及び第百二十二号イ」を「第百十八号イ及び第百二十三号イ」に改め、同項第五号中「第百十号ハ、第百十七号ハ及び第百二十二号ハ」を「第百十一号ハ、第百十八号ハ及び第百二十三号ハ」に改め、同項中第二十五号を削り、第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四	建築基準	建築物の	二万七千円
-----	------	------	-------

法第五十二条第 六項第三号の規 定に基づく建築 物の容積率に関 する特例の認定 の申請に対する 審査	容積率の 特例認定 申請手数 料	
--	---------------------------	--

別表都市整備部の項第二十九号中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項又は第四項各号」に改め、同項中第二百二十六号を第二百二十七号とし、第二百二十五号を第二百二十六号とし、同項第二百二十四号中「第二百二十二号金額の欄イ」を「第二百二十三号金額の欄イ」に、「第二百二十二号金額の欄ロ」を「第二百二十三号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百二十五号とし、同項第二百二十三号中「第二百十一号金額の欄」を「第二百二十二号金額の欄」に改め、同号を同項第二百二十四号とし、同項中第二百二十二号を第二百二十三号とし、同項第二百一十号中「第二百十三号イ(2)」を「第二百二十四号イ(2)」に、「第二百二十五号イ(2)」を「第二百二十六号イ(2)」に改め、同号を同項第二百二十二号とし、同項第二百二十号中「第二百二十六号」を「第二百二十七号」に改め、同号を同項第二百一十号とし、同項第二百十九号中「第二百十七号金額の欄イ」を「第二百十八号金額の欄イ」に、「第二百十七号金額の欄ロ」を「第二百十八号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百二十号とし、同項中第二百十八号を第二百十九号とし、第二百十三号から第二百十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二百十二号中「第二百十号金額の欄イ」を「第二百一十号金額の欄イ」に、「第二百十号金額の欄ロ」を「第二百一十号金額の欄ロ」に改め、同号を同項第二百十三号とし、同項中第二百一十号を第二百十二号とし、第二百十号を第二百一十号とし、同項第二百九号中「第二百一十号」を「第二百十二号」に、「第二百十二号」を「第二百十三号」に改め、同号を同項第二百十号とし、同項中第二百八号を第二百九号とし、第九十号から第二百七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二百八十九号中「第八十四号」を「第八十五号」に改め、同号を同項第九十号とし、同項中第八十八号を第八十九号とし、第三十三号から第八十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三十二号の次に次の一号を加える。

三十三 建築基準 法第五十八条第 二項の規定に基	高度地区 内におけ る建築物	十六万円
--------------------------------	----------------------	------

づく建築物の高 さの最高限度の 特例の許可の申 請に対する審査	の高さの 最高限度 の特例許 可申請手 数料	
--	------------------------------------	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の埼玉県手数料条例別表福祉部の項及び保健医療部の項の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 埼玉県手数料条例の一部を改正する条例（令和四年埼玉県条例第四十五号）附則第四項又は第五項の規定の適用を受ける場合の手数料については、第一条の規定による改正後の埼玉県手数料条例別表都市整備部の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

建築基準法等の一部改正等に伴い、高度地区内における建築物の高さの最高限度の特例許可申請手数料等の額を定め、及び介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料等の額の改定等をしたので、この案を提出するものである。

第二十三号議案

埼玉県職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二号中「七千六十人」を「七千百三十八人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

児童虐待防止対策の強化及びポストコロナ社会の構築のため、職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第二十四号議案

知事の期末手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の期末手当の特例に関する条例（令和三年埼玉県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和五年八月三十日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

知事の期末手当を支給しない期間を延長したいので、この案を提出するものである。

第二十五号議案

埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例

埼玉県自転車競走実施条例（昭和三十七年埼玉県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「百円以上五千百円以下」を「五千百円以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

競輪場の活性化を図るため、入場料の額の下限を廃止したいので、この案を提出するものである。

## 第二十六号議案

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法の施行に関する条例（平成十年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項第一号の規定にかかわらず、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により地方公共団体情報システム機構（次条において「機構」という。）から当該役員に係る同法第三十条の九の機構保存本人確認情報（次条において単に「機構保存本人確認情報」という。）の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る同法第三十条の八の都道府県知事保存本人確認情報（次条において単に「都道府県知事保存本人確認情報」という。）を利用するときは、第一項の申請書には、第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

第二条の次に次の一条を加える。

（役員の変更等の届出に係る提出書類の特例）

第二条の二 法第二十三条第二項に規定する場合における前条第二項第一号に掲げる書面については、知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項の規定により機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けるとき、又は同法第三十条の十五第一項の規定により当該役員に係る都道府県知事保存本人確認情報を利用するときは、法第二十三条第二項の規定による提出をすることを要しない。

第八条第二項中「第四項」を「第五項」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

（特定非営利活動法人等が行う電子情報処理組織による申請等）

第十二条の二 第二条第一項に規定する者又は特定非営利活動法人が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により知事に申請等を行う場合においては、規則で定める方法により行わなければならない。

（知事が行う電子情報処理組織による処分通知等）

第十二条の三 知事が、情報通信技術活用法第七条第一項の規定により、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合においては、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべき事項を知事の使用に係る電子計算機から入力し、規則で定める方法により行うものとする。

2 情報通信技術活用法第七条第一項ただし書に規定する主務省令で定める方式は、

規則で定める方式とする。

第十三条中「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）」を「情報通信技術活用法」に改め、「法第十条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧又は法第三十条及び第五十六条（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書面等の閲覧に代えてこれらの書面等に係る」を削り、「縦覧又は閲覧」を「縦覧等」に改める。

第十六条第一項中「第五十二条第四項」の下に「、同条第五項」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十六条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

#### 提 案 理 由

電磁的方法による情報処理の促進及び県民の利便性の向上を図るため、特定非営利活動法人に係る申請等の手続に関し、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるようにするための事項を定める等したので、この案を提出するものである。

## 第二十七号議案

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

第一条 児童福祉法施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第五十四条の五中「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十六条」と」を削る。

第五十八条中「、第四十六条」を削る。

第七十条中「、第四十六条中「第四十六条」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十六条」と」を削る。

第八十条中「第三項」を「第四項」に改める。

第一百三十四条を次のように改める。

第一百三十四条 削除

第一百四十八条中「、第一百三十四条中「第四十三条」とあるのは「第五十七条において準用する省令第四十三条」と」を削る。

第一百六十条を次のように改める。

第一百六十条 削除

第二条 児童福祉法施行条例の一部を次のように改正する。

第四十条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第四十条の二 安全計画の策定等に係る基準は、省令第四十条の二に規定する基準の例によることとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第四十条の三 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、省令第四十条の三に規定する基準の例によることとする。

第五十四条の五中「省令第三十八条の二」と」の下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第五十四条の五において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第五十八条中「省令第三十八条の二」と」の下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第五十四条の九において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第七十条中「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第六十四条において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第七十七条中「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第七十七条の二中「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の二において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第八十条中「、第四十一条から」を「から」に改め、「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の六において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の六において準用する省令第四十条の三」と」を加える。

第八十条の九中「第四十一条から」を「第四十条の二から」に改め、「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十一条の十四において準用する省令第四十条の三（第二項を除く。）」と」を加える。

第八十八条中「第四十一条、」を「第四十条の二から第四十一条まで、」に改め、「省令第三十八条の二」との下に「、第四十条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の二」と、第四十条の三中「第四十条の三」とあるのは「第七十九条において準用する省令第四十条の三（第二項を除く。）」と」を加える。

第二百二十八条の次に次の二条を加える。  
(安全計画の策定等)

第二百二十八条の二 安全計画の策定等に係る基準は、省令第三十七条の二に規定する基準の例によることとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第二百二十八条の三 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、省令第三十七条の三に規定する基準の例によることとする。

第四百四十八条中「省令第三十五条の二」との下に「、第二百二十八条の二中「第

三十七条の二」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十七条の二」と、第二百二十八条の三中「第三十七条の三」とあるのは「第五十七条において準用する省令第三十七条の三」とを加える。

第二百五十四条第一項中「次条」の下に「及び第六十条の二」を、「除く」の下に「。第六十条において同じ」を加える。

第二百五十四条の二の次に次の二条を加える。

(安全計画の策定等)

第五十四条の三 安全計画の策定等に係る基準は、省令第六条の三に規定する基準の例によることとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第五十四条の四 自動車を運行する場合の所在の確認に係る基準は、省令第六条の四に規定する基準の例によることとする。

第六十条の前に見出しとして「(業務継続計画の策定等)」を付し、同条を次のように改める。

第六十条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第六十条の二の見出しを削り、同条中「業務継続計画」を「障害児入所施設等における業務継続計画」に改める。

#### 附 則

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は令和五年四月一日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

## 提 案 理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業等に係る運営に関する基準を改定等しいので、この案を提出するものである。

第二十八号議案

埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

埼玉県産業技術総合センター条例（平成十四年埼玉県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表第三項中ハ及びニを削り、ホをハとし、その次に次のように加える。

ニ 高精度万能材料試験機（一〇〇キロニュートン）	一時間	一、七二〇円
ホ 高精度万能材料試験機（三〇〇キロニュートン）	一時間	一、四九〇円

別表第一第一号の表第三項中へを削り、トをへとし、チからワまでをトからヲまでとし、同表第四項中ニを削り、ホをニとし、へからヲまでをホからルまでとし、同表第五項中ロを削り、ハをロとし、ニからチまでをハからトまでとし、リを削り、ヌをチとし、ルからムまでをリからナまでとし、ウを削り、ヰをラとし、ノからクまでをムからヰまでとし、ヤを削り、マをノとし、ケをオとし、フを削り、コをクとし、エからアまでをヤからケまでとし、同表第八項中ヲを削り、ワをヲとし、カをワとし、ヨをカとし、タを削り、レをヨとし、ソをタとし、同表第九項中ワを削り、カをワとし、ヨをカとし、タを削る。

(3) 験	(2) 万能材料試験機による強度試験		
		試験機によるもの	試験機によるもの
衝撃試験	一〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	八一〇
	二〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	三、一一〇
式試験機によるもの	一〇〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	三、九一〇
	二五〇キロニュートンの試験機によるもの	一試料	三、二三〇
シャルピー	一試料	一	一〇〇
式試験機に一測定	一試料	一	一〇〇

別表第二第一号の表第二項中

円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円

を

(4) 衝撃試験		(3) 高精度万能材料試験機による強度試験		(2) 万能材料試験機による強度試験	
よるもの	式試験機によるもの	シャルピー	式試験機によるもの	一〇キロニ	二〇キロニ
一測定	一試料	一項目	一試料	一項目	一試料
	二、七一〇円		四、〇八〇円		三、一一〇円

に改め、同表第

(7) 滑脱抵抗力試験	(6) 摩耗強さ試験	(5) 引裂強さ試験	(4) 硬さ試験	よるもの	
一項目	一試料	一項目	一試料	よるもの	アイゾット
	一、〇七〇		七五〇	式試験機によるもの	二、七一〇

円	円	円	円
(8) 滑脱抵抗力試験	(7) 摩耗強さ試験	(6) 引裂強さ試験	(5) 硬さ試験
一項目	一項目	一項目	一測定
一試料	一試料	一試料	一試料
一、〇七〇円	八五〇円	七五〇円	七一〇円

七項中

(9) 精密研磨器による調製	三〇分	二、六一〇円
----------------	-----	--------

を

(10) 平面ミよる調製	(9) 精密研製
--------------	----------

磨器による調	三〇分	二、六一〇円
リング装置に	一試料	九一〇円

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事

大野元裕

提 案 理 由

新たに埼玉県産業技術総合センターの試験研究機器に係る使用料の額及び依頼試験に係る手数料の額を定め、並びに老朽化した試験研究機器に係る使用料及び依頼試験に係る手数料の額の定めを廃止したので、この案を提出するものである。

第二十九号議案

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例の一部を改正する条例

埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金条例（令和二年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和九年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた県内中小企業者を支援するため、埼玉県新型コロナウイルス感染症対策推進基金の設置期間を延長したいので、この案を提出するものである。

### 第三十号議案

埼玉県農業災害対策特別措置条例の一部を改正する条例

埼玉県農業災害対策特別措置条例（昭和五十三年埼玉県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項を次のように改める。

この条例において「補助対象農業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 特別災害（次条第一項に規定する特別災害をいう。以下本条において同じ。）による農作物の減収量が平年における収穫量の百分の三十以上である農業者

二 特別災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の百分の三十以上である農業者

三 特別災害によるその管理するビニールハウス、果樹だな、畜舎その他の農業用生産施設（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五百二十二号）第一条の三に規定する施設を除く。）で知事が指定するもの（以下「指定農業用生産施設」という。）の種類ごとの損壊等による損失額が当該指定農業用生産施設の種類ごとの被害時における価額の百分の三十以上である農業者

第二条第二項中「被害農業者」を「融資対象農業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この条例において「融資対象農業者」とは、次の各号のいずれかに該当する旨の市町村長の認定を受けた者をいう。

一 特別災害による農作物、畜産物、繭等の減収量がそれぞれ当該農作物、畜産物、繭等の平年における収穫量の百分の三十以上であり、かつ、特別災害による農作物、畜産物、繭等の減収による損失額がその者の平年における農業による総収入額の百分の十以上である農業者

二 特別災害による果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の損傷等による損失額がその者の栽培する果樹、茶樹、桑樹等の永年作物の被害時における価額の百分の三十以上である農業者

三 特別災害によるその管理する指定農業用生産施設の種類ごとの損壊等による損失額が当該指定農業用生産施設の種類のごとく被害時における価額の百分の三十以上である農業者

第三条第一項に次の一号を加える。

五 次に掲げる損失の額の合計額が、一の市町村の区域内において規則で定める

額を超えることとなった災害

イ 農作物の減収量が平年における収穫量の百分の三十以上となる損失を受け  
たほ場における当該損失の額

ロ 畜産物、繭等の減収量がそれぞれ当該畜産物、繭等の平年における収穫量  
の百分の三十以上となる損失を受けた農業者における当該損失の額

ハ 果樹、茶樹、桑樹等の永年作物に被害時において栽培する果樹、茶樹、桑  
樹等の永年作物の価額の百分の三十以上の損失を受けた農業者における当  
該損失の額

ニ 指定農業用生産施設に被害時において管理する当該指定農業用生産施設の  
価額の百分の三十以上の損失を受けた農業者における当該損失の額

第四条第八号中「第六号」を「第七号」に改め、同号を同条第九号とし、同条中  
第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 指定農業用生産施設の撤去作業についての補助

第五条第一項中「同条第七号」を「同条第八号」に改め、「（第三条第一項各号  
の一に該当する災害を受けた市町村をいう。以下同じ。）」を削り、「当該市町村  
の区域内においてほ場を耕作する農業者で、特別災害により、当該ほ場に係る農作  
物の減収量とその農作物の平年における収穫量の百分の三十以上となったもの」を  
「当該市町村の区域内における補助対象農業者」に改める。

第十条中「被害農業者」を「融資対象農業者」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の埼玉県農業災害対策特別措置条例の  
規定は、同日以後に発生した災害について適用する。

令和五年二月二十日提出

埼玉 県 知 事 大 野 元 裕

#### 提 案 理 由

局地的な農業災害に対応するため、特別災害の指定要件を緩和するとともに、助  
成措置の拡充等をしたので、この案を提出するものである。



第三十二号議案

埼玉県民の森条例の一部を改正する条例

埼玉県民の森条例（昭和五十六年埼玉県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、展示室」を削る。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提案理由

埼玉県民の森の効率的な運営を図るための業務内容の見直しに伴い、展示室を廃止したいので、この案を提出するものである。

### 第三十三号議案

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例（平成十一年埼玉県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二十三項第二号事務の欄1中「第四十四条第一項第三号」の下に「、第十二条第六項第三号」を加え、「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第三項及び第四項各号」に改め、「第五十七条の四第一項」の下に「、第五十八条第二項」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 提 案 理 由

建築基準法の一部改正により新たに規定された知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたいので、この案を提出するものである。

第三十四号議案

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例の一部を改正する条例

埼玉県教育委員会事務局職員の定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一項中「七百二十六人」を「七百二十九人」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

県立特別支援学校における医療的ケア児及びその家族に対する支援の推進等に対処するため、教育委員会事務局職員の定数を改定したいので、この案を提出するものである。

第三十五号議案

埼玉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

埼玉県学校職員定数条例（昭和三十年埼玉県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

職員種別	学校種別	職員種別	学校種別
校長及び教員（副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師をいう。）	県立高等学校及び市町村立高等学校（定時制の課程に限る。）	県立及び市町村立の特別支援学校	県立中学校及び市町村立中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）
その他の職員	七、八〇二人	五〇六人	一七、一〇五人
	四、五四四人	五一一人	一、〇〇六人
	九、七四九人		
	一、三七二人		

附 則

- この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 改正後の第二条第一項の規定の適用については、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間は、同項の表中「七、八〇二人」とあるのは「七、八六五人」と、「九、七四九人」とあるのは「九、八五三人」とする。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野元裕

提 案 理 由

高等学校及び義務教育諸学校における教職員の標準定数の変更のため、学校職員の定数を改定したので、この案を提出するものである。

第三十六号議案

埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する条例  
埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表第七号の表第一号の八の次に次の二号を加える。

一の九 道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可申請手数料	七万九千二百円
一の十 道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料	七万八千五百円

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県知事 大野 元 裕

提 案 理 由

道路交通法等の一部改正に伴い、特定自動運行許可申請手数料等の額を定めたいので、この案を提出するものである。

第三十七号議案

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「歩行者又は」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る。）又は」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

令和五年二月二十日提出

埼玉県 知事 大野 元 裕

提 案 理 由

道路交通法等の一部改正を踏まえ、移動等円滑化のために必要な信号機に関する基準を改定したいので、この案を提出するものである。